

第54号議案

公有水面埋立免許について意見を述べる件（中央区新港町地先）

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により，神戸港湾管理者から中央区新港町地先公有水面埋立免許について，次のとおり市長の意見を求められたので，「当該公有水面埋立てについては，異議ない。」と回答する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神 港 み 経 第 75 号

平 成 31 年 4 月 17 日

神 戸 市 長 様

神 戸 港 港 湾 管 理 者 神 戸 市

代 表 者 神 戸 市 長 団

神 戸 港 港 湾 区 域 内 の 公 有 水 面 埋 立 て に つ い て ( 照 会 )

平 成 31 年 4 月 17 日 付 け で , 神 戸 市 か ら , 公 有 水 面 埋 立 法 ( 大 正 10 年 法 律 第 57 号 ) 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き , 別 添 の と お り 公 有 水 面 埋 立 免 許 の 出 願 が あ り ま し た の で , 同 法 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 貴 意 を 得 た く 照 会 い た し ま す 。

な お , 同 法 第 3 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 議 会 の 議 決 を 経 て , 議 決 書 の 写 し を 添 え て , 4 箇 月 以 内 に 回 答 さ れ る よ う お 願 い い た し ま す 。

別添

1 出願の要領

(1) 出願人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

ア 出願人の名称

神戸市

イ 出願人の住所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

ウ 代表者の氏名

神戸市長 久元 喜造

(2) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

ア 埋立区域

(7) 位置

神戸市中央区新港町110番地及び111番地に接する無番地に存する岸壁敷及び護岸敷の地先公有水面

(4) 区域

次の①の地点から⑥の地点までを順次結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ平成30年秋分の満潮位（K.P.+1.65メートル）における公有水面と既設の岸壁及び護岸との境界線により囲まれた区域

①の地点 基点（街区多角点10A31，北緯34度41分01.6495秒，東経135度11分44.2141秒）から100度46分14秒

506.04メートルの地点

②の地点 基点から101度01分02秒

501.53メートルの地点

③の地点 基点から100度54分52秒

501.10メートルの地点

④の地点 基点から111度50分12秒

364.43メートルの地点

⑤の地点 基点から111度57分46秒

365.03メートルの地点

⑥の地点 基点から112度26分16秒

361.04メートルの地点

(ウ) 面積

16,186.62平方メートル

イ 埋立てに関する工事の施行区域

(7) 位置

神戸市中央区新港町110番地及び111番地に接する無番地に存する岸壁敷及び護岸敷の地先公有水面，並びに同区新港町110番地及び111番地に接する無番地内

(イ) 区域

次の各点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 基点（街区多角点10A31，北緯34度41分01.6495秒，東経135度11分44.2141秒）から96度39分12秒

312.82メートルの地点

イの地点 基点から88度59分01秒

479.96メートルの地点

ウの地点 基点から105度06分28秒

538.33メートルの地点

エの地点 基点から119度34分25秒

383.91メートルの地点

(ウ) 面積

28,286.68平方メートル

(3) 埋立地の用途

ふ頭用地

(4) 出願の年月日

平成31年4月17日

2 添付書類

公有水面埋立免許願書（写し）

理 由

公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により，議会の議決を経る必要があるため。

(参考 1)

公有水面埋立法 ぬきがき

第2条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項ノ指定都市ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ）ノ免許ヲ受クヘシ

2 前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ都道府県知事ニ提出スベシ

(1) 氏名又ハ名称及住所並法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及住所

(2) 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域

(3) 埋立地ノ用途

(4) 設計ノ概要

(5) 埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間

3 略

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2, 3 略

4 市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(参考 2)

港湾法（昭和25年法律第218号） ぬきがき

（他の法令との関係）

第58条 略

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

3, 4 略